

令和2年3月24日

愛媛県社会保険労務士会長 様

日本年金機構松山東年金事務所長

各種適用関係届書の提出および被保険者資格証明書について（お願い）

日頃より、当機構の事業運営にご協力をいただきありがとうございます。

さて、健康保険被保険者証の交付については、現在事務処理の迅速化に取り組んでいるところです。つきましては、さらに効率的な事務処理を行うため、届書の高松広域事務センター（〒760-8524 日本年金機構高松広域事務センター（住所不要））への直送や電子申請の利用等、一層のご協力をお願いいたします。

また、被保険者資格証明書は健康保険被保険者証の交付等が行われるまでの間に、求めがあった場合において、療養の必要を確認した被保険者および被扶養者に交付するものですが、被保険者資格証明書交付申請書の受付時間や件数により後日の交付となることと、以下の事項についてご留意願います。

今後も健康保険被保険者証の早期発行に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、ご不明な点につきましては、下記照会先までご連絡願います。

- ・被保険者資格証明書の交付申請書および資格取得届または被扶養者異動届は、年金事務所へ紙媒体により同時にご提出ください。
- ・資格取得届および被扶養者異動届については、被保険者資格証明書の交付を申請される方の分と、それ以外の方々の分を区別してご提出ください。

【参考】適用関係届書における標準的な事務処理期間

電子申請 2営業日（繁忙期最大3営業日）

電子媒体 2営業日（繁忙期最大4営業日）

紙媒体 4営業日（繁忙期最大7営業日）

※受付日の翌日から日本年金機構の記録更新までの所要日数（土日祝日除く）

（照会先）

日本年金機構松山東年金事務所

総務調整課 豊嶋 TEL089-946-9733

厚生年金適用調査課 井上 TEL089-946-2259